

らに、児童・生徒等の酪農体験学習だけでなく、幅広い世代が生き物と接する貴重な体験・学習の場として、地域の重要な観光資源ともなり得る。

(対応・取組)

畜産クラスターの取組も活用して、地域における酪農及び肉用牛生産の振興を図り、地域の雇用、就農機会の創出を図る。

また、飼料作物と堆肥の交換、放牧の活用等を推進して、資源循環の確保や農村景観の改善を図るとともに、生産者と地域住民や都市住民との交流を通じて、地域のにぎわいを創出する。

5. 畜産経営の安定のための措置

酪農及び肉用牛生産の持続性を確保し、意欲ある畜産農家が将来にわたって経営の継続と発展に取り組むことができるようにするとともに、畜産農家の努力のみでは吸収しきれない需給や価格の変化等による経営環境の悪化等に適切に対処できるようにするため、畜産経営安定対策や金融上の措置により、経営環境を整備する。

また、東日本大震災からの復旧・復興のため、汚染された牧草地の放射性物質の低減対策、汚染廃棄物の処理や被災農家の経営再開を推進することも重要である。

(1) 畜産経営安定対策

(背景・課題)

酪農及び肉用牛生産においては、以下の経営安定対策が講じられている。

酪農については、加工原料乳の再生産を可能とすることにより、生乳全体の需給の安定を図ることを目的として、加工原料乳生産者補給金制度が設けられている。

また、肉用牛生産については、肉用牛の繁殖・育成経営に関して、牛肉の輸入自由化に係る事情の変化が肉用子牛の価格に及ぼす影響を緩和し、肉用子牛生産の安定を図ることを目的として、肉用子牛生産者補給金制度が設けられており、また、肉用牛の肥育経営に関して、もと畜価格、枝肉価格等の変動が収益性に及ぼす影響を緩和することにより、肉用牛肥育経営の安定を図ることを目的として、肉用牛肥育経営特別対策（新マルキン）事業が設けられている。

さらに、配合飼料については、輸入原料価格が急騰した場合に、補填を行うことにより畜産経営の安定を図り、畜産物の安定供給に寄与することを目的とした配合飼料価格安定制度等が設けられている。

(対応・取組)

意欲ある畜産農家が安心して経営を継続・発展させるため、現行の畜産経営安定対策等を適切に運用するとともに、制度の趣旨を踏まえつつ、必要に応じて、その在り方等を検討する。

(2) 金融上の措置

(背景・課題)

酪農及び肉用牛生産において、意欲ある畜産農家が経営発展等のために活用可能な制度資金として、スーパーL資金や農業近代化資金等が措置されている。

また、家畜等を担保として活用するABL（動産・債権担保融資）のような資金調達手法の活用も進められている。

さらに、経営環境の悪化等により借入金の償還が困難な経営の再建のためには、経営指導や負債の借換えを行う金融措置が整備されている。

(対応・取組)

経営発展や経営環境の悪化等に対応するための金融措置を引き続き適切に運用するとともに、ABLの利用拡大に関する検討を継続する。

また、これらの資金調達手法について、生産者、金融機関等に対する情報提供を進める。

(3) 東日本大震災からの復旧・復興

(背景・課題)

平成23年に発生した東日本大震災及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により、畜産関係を含む農業全体で大きな被害が発生するとともに、多くの生産者が被災した。また、牧草地の汚染に加え、多くの畜産系汚染廃棄物が一時保管の状態にある。

福島県の避難指示区域等では、畜産の経営再開事例が少ない状況となっている。

(対応・取組)

関係府省が地方公共団体とも連携し、放射性物質に汚染された牧草地の放射性物質の低減対策や牧草等の汚染廃棄物の円滑な処理を推進するとともに、被災地での畜産経営の営農再開に向けた取組を推進する。

Ⅲ. 畜産物の安全確保、消費者の信頼確保、ニーズを踏まえた生産・供給の推進

酪農及び肉用牛生産の競争力の強化のためには、生産者が加工・流通業者と一体となって、安定供給、食品の安全、消費者の信頼を確保する必要がある。

また、消費者ニーズの変化や多様化に対応して、新たな需要の喚起や高付加価値化により、消費者への訴求を図ることが重要である。

海外での日本食への関心の高まりを踏まえ、和牛肉等の輸出拡大に向け、輸出戦略の構築・実施や関係者の取組の加速が期待されている。

経済連携の進展等による国際化への対応のためにも、需要に応じた生産・供給による国際競争力の強化が重要である。

(1) 安全な畜産物の供給と消費者の信頼を確保するための取組

食品安全に関する国際的な考え方が、「後始末より未然防止」を基本に、「最終製品の検査による安全確保」から「全工程における管理の徹底」へ移行していることを踏まえ、畜産物や飼料・飼料添加物の製造・加工段階でのHACCPの普及を促進し、安全と信頼を確保する。

① 製造・加工段階でのHACCPの普及促進等

(背景・課題)

牛乳・乳製品については、生乳が腐敗しやすいことや異物の混入事案が発生したことなどを踏まえ、HACCPを導入した施設での処理・加工による安全確保や日々の点検等が重要であるが、中小・農協系乳業者では、このような施設の導入が遅れている。

食肉については、と畜場におけるHACCPを用いた衛生管理に対応した基準が設けられたほか、HACCPによる衛生管理に取り組む事業者に対する支援のための枠組みが整備されるなど、HACCPの普及に向けた取組が進められている。

(対応・取組)

HACCPの普及促進については、第4に示すとおりである。

また、消費者の牛乳・乳製品への信頼を確保するため、食品事故等に対して、国は、乳業者に対して未然防止・再発防止のための情報共有や指導に努めることとし、乳業者は、施設や工程、製品等の日々の点検を励行するといった細心の注意を払うことが必要である。

② 飼料・飼料添加物に係る安全確保

(背景・課題)

飼料・飼料添加物については、安全な畜産物の安定供給を確保するため、飼料原料、製造方法等の規制、組換えDNA技術応用飼料等の安全性の確認、飼料添加物の指定に関する規制等のリスク管理を的確に行い、安全を確保することが重要である。

(対応・取組)

関係機関及び都道府県は、飼料や飼料添加物の製造、輸入、販売及び使用の各段階において、検査、指導等を実施するとともに、安全性に関する情報を速やかに公表する。

また、国は、飼料の安全をより効果的・効率的に確保するために、これまでハザード（危害要因）ごとに整理していた工程管理のガイドラインを統合し、GMP（事業者が実践すべき基本的な適正製造規範）基準を示すとともに、事業者によるGMPやHACCPの導入を推進する。

③ 動物用医薬品に係る安全確保

(背景・課題)

動物用医薬品については、安全な畜産物の安定供給を確保するため、安全で効果の高い製品を生産現場へ迅速に供給することが重要である。

(対応・取組)

国は、審査によって安全性及び有効性が確認された製剤を承認し、要指示医薬品制度や使用規制制度等による適正使用を推進するとともに、都道府県等の薬事監視員と連携して監視指導を的確に実施する。

また、審査制度の見直しや審査資料の国際的な共通化等により、安全を確保しつつ、効果の高い新しい動物用医薬品の承認の迅速化等を推進する。

(2) 国内消費者のニーズ等を踏まえた生産・供給

牛乳・乳製品については、適切な配乳調整により安定供給に万全を期するとともに、消費者ニーズの変化や多様化に対応する。

牛肉については、適度な脂肪交雑の牛肉の生産や、地域の飼料資源を活用した肉用牛・牛肉の生産を推進する。

消費者ニーズに応じて生産・供給するとの発想の下、生産者と加工・流通業者との連携により、需要と供給を結びつけることが重要である。

畜産農家は、需要の喚起と高付加価値化のため、畜産クラスター等の取組も活用して、6次産業化の取組等への加工・流通業者の積極的な参画を得て、消費者ニーズの把握と消費者への情報提供の充実、販売戦略の構築に取り組む。

① 牛乳・乳製品の安定供給

(背景・課題)

生乳は、毎日生産され、腐敗しやすいことから、廃棄することのないよう、需要に応じた生産・供給の確保が特に重要であるが、生乳や牛乳・乳製品の需給等は、世界的な気候、景気、需給動向の変化等により、より短いサイクルで大幅に変動するようになっている。

国内の生乳生産量が減少する中、生クリームやチーズの需要増等により、牛乳・乳製品の需給調整弁であるバターや脱脂粉乳の需給がひっ迫傾向にあり、これらの安定供給には、これまで以上のきめ細やかな対応が必要である。

(対応・取組)

牛乳・乳製品の安定供給を図るため、関係者一丸となって生乳生産基盤の維持・強化に努める。

また、国、関係団体等は、生乳や牛乳・乳製品の需給・価格動向等の的確な把握・分析及び緊密な情報共有を図るとともに、生産者や乳業者等に対してもこれらの適切な情報の提供に努める。これらの情報を踏まえつつ、乳業者は消費者ニーズに対応して牛乳・乳製品をバランス良く適時・的確に製造し、安定供給を図っていく。

生産者と乳業者は、バターや脱脂粉乳を含め、生産・需給環境を踏まえた適切な配乳調整の在り方を検討することが必要である。また、両者間における用途別取引の中で生乳需給ひっ迫時に対応するための取引についても検討することが必要である。

国は、バターや脱脂粉乳の国家貿易に関する運用改善を図ることで輸入の予見性を高めるなど、乳業者によるバターや脱脂粉乳等の国内への安定供給に寄与する。

② 生乳の取引基準（体細胞基準、乳脂肪基準）の見直し

(背景・課題)

指定生乳生産者団体による乳質向上等を図るための指標として設定されている乳汁中の体細胞数（30万/ml以下）の自主基準は、乳質向上等に効果を上げてきた一方、産次の進んだ乳用牛の利用

を困難にする面もあり、乳用牛の供用期間の延長に当たっての課題の一つとなっている。

また、乳脂肪基準についても、乳脂肪分や無脂乳固形分（乳たんぱく質）の供給、自給飼料の一層の利用、放牧酪農等の推進、消費者ニーズの変化等を総合的に勘案し検討を進める必要がある。

（対応・取組）

生乳の取引基準の在り方について、生乳取引関係者において、その役割や生乳の安定供給、牛乳消費の安定等の観点から検討を進める。

この検討の際、潜在的な乳房炎の判断材料の一つである牛群検定における体細胞数の基準は牛ごとの基準であり、酪農家などの単位での基準である生乳取引に係る体細胞数の基準との混同は避ける必要がある。

③ 消費者ニーズに的確に対応した生産

<牛乳・乳製品>

（背景・課題）

飲用牛乳の消費は減少傾向にある一方、食生活の変化や消費者の健康志向の高まり等を背景に、チーズや機能性をうたった発酵乳等の需要は増加している。チーズについては、日本人の嗜好に合った商品の開発・普及が重要であり、発酵乳については、消費者の健康志向への訴求も有効である。

（対応・取組）

乳業者は、消費者ニーズに応える商品開発に引き続き積極的に取り組む。

生乳の自己処理量の上限拡大や乳業施設の設置規制緩和などを踏まえ、国や関係団体は、指定生乳生産者団体の役割に留意しつつ、酪農家自らによる牛乳・乳製品の製造販売や特色ある生乳の直接販売等の取組の普及を図る。

また、酪農・乳業関係者は一体となって、国産生乳を原料とする乳製品について、付加価値向上や将来を見据えた需要拡大に取り組む。特に、堅調な需要が見込まれるチーズについては、酪農経営の所得確保につながるよう、こうした取組が重要である。

<牛肉>

（背景・課題）

健康志向等の高まりを背景に、霜降り牛肉だけでなく、適度な

脂肪交雑の牛肉に対する消費者の関心も高まっていることや、手頃な価格の牛肉へのニーズも高いことを踏まえ、肉用牛・牛肉の生産を推進することが重要である。

(対応・取組)

霜降り牛肉に加えて、適度な脂肪交雑の牛肉等の生産を推進するとともに、褐毛和種、日本短角種等の特色ある品種や地域の飼料資源を活用するなど、多様な肉用牛・牛肉の生産を推進する。

また、「おいしさ」に着目した国産牛肉の評価指標の研究を推進する。

④ 新商品開発などによる需要の拡大

(背景・課題)

少子高齢化や人口減少により、畜産物に係る国内需要の減少が見込まれる中、畜産物の新規需要を喚起する必要がある。

(対応・取組)

新商品開発等の取組を推進するとともに、牛乳・乳製品を利用した食事（減塩和食である「乳和食」など）や、食べやすさ等に着眼した食肉加工品等の普及・推進を図る。

さらに、牛乳・乳製品については、カルシウムや乳脂肪の摂取などに関して、高齢者を始めとする世代ごとのニーズや低カロリー志向といった多様な消費者ニーズに的確に対応していく。

⑤ 6次産業化による加工・流通・販売の促進

(背景・課題)

酪農及び肉用牛経営が主体となっていく6次産業化の取組は、消費者ニーズ等を踏まえた事業戦略の確立、自らの努力によるブランド化、高価格での販売などを通じて所得向上を図る有効な取組である。

しかしながら、6次産業化には、初期投資、販路の開拓、消費者の厳しい要求に応える品質の確保、生産と販売を両立する体制整備等を要するなどの課題がある。

(対応・取組)

酪農及び肉用牛経営は、畜産クラスターや農林漁業成長産業化ファンド等の支援施策に加え、酪農家と指定生乳生産者団体との生乳取引の多様化を図る取組も活用しながら、加工・流通業者の積極的な参画を得て、新商品の開発、加工技術の習得、消費者ニ

ーズの把握と消費者への情報提供の充実及び販売戦略の構築に取り組む。

⑥ 販売方法の工夫による商品の特性に応じた付加価値の付与

(背景・課題)

付加価値が認められるためには、消費者に対し、原料畜産物や商品の特性を積極的に訴求することも重要である。

例えば、放牧やエコフィードの活用、地域特産品の飼料利用を消費者に伝えるため、放牧畜産基準認証制度やエコフィード利用畜産物認証制度の活用、特色を表示することなどは効果的である。

また、原料原産地等に関する情報は、消費者が適切に食品を選択するための機会の確保や、消費者の需要に即した食品の生産の振興に資する重要なものである。表示が義務付けられていない食品においても、自主的な表示は消費者の商品選択等に資する。

(対応・取組)

加工・流通関係者を中心に、消費者の多様化するニーズに対応するため、生産情報の消費者への伝達、おいしい食べ方や食卓づくりの提案など様々な工夫を行ってきており、こうした取組を今後とも推進する。

放牧やエコフィードを活用して畜産物の付加価値を向上させる取組を推進するため、畜産農家、食品事業者、消費者等に向けて、先進事例や認証制度の普及を行うことなどにより、取組に対する理解醸成を図る。認証制度の運営団体は、関係者と連携し、制度の安定的な運営及び生産者や事業者における効果的な活用を図る。

また、原料原産地等の自主的な表示については、生産者団体、加工・流通関係者が連携を深め、生産地に係る情報を共有し、消費者に適切な情報提供を行っていく。国は、加工食品の原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ拡大に向けて検討する。

さらに、産地においては、地理的表示保護制度の活用についても検討する。

⑦ 和牛の遺伝資源の保護・活用

(背景・課題)

我が国の和牛は、長年にわたり公的機関や生産者が携わって育種改良してきた。

和牛肉は、消費者の嗜好が多様化する中でも、きめ細かな脂肪交雑などの優れた特性から、国内はもとより、諸外国の事業者や消費者等からも高い支持を得ている。

(対応・取組)

生産者自らが遺伝資源の保護と有効活用を図っていくため、国産牛肉の生産、加工、流通、輸出等の関係者が連携して、牛肉の「和牛」表示の徹底、海外における和牛統一マークの活用等を推進する。

(3) 品目別の輸出戦略に沿った輸出の戦略的な促進

(背景・課題)

牛肉や牛乳・乳製品に対する国内需要が減少すると見込まれる一方、アジア諸国等の新興国の所得水準の向上や日本食に対する関心の高まりなどから、国産畜産物の輸出拡大の可能性が高まっている。

牛肉は平成26年に過去最高の輸出額を記録したことを踏まえ、今後とも、オールジャパンでの輸出体制の下、品目別の輸出戦略に沿って、国産畜産物の輸出を戦略的に促進することが重要である。

(対応・取組)

日本畜産物輸出促進協議会を中心に輸出促進を一層強化していく。

牛肉については、輸出戦略に沿った取組を推進し、市場の大きい米国やEUで重点的に輸出拡大に努めていく。また、輸出解禁・輸出条件緩和に向けた検疫協議を進めるとともに、輸出先国の求める衛生基準等に適合した施設整備やハラール認証取得を支援する。

牛乳・乳製品については、的確な輸出戦略を早期に策定し、これに沿った取組を推進するとともに、輸出解禁・輸出条件緩和に向けた検疫協議等を進める。

なお、訪日外国人観光客に対する食事の提供は、外国人が日本の食材や食文化に触れる貴重な機会であり、国内での消費の拡大だけでなく、特色ある多様な国産畜産物の輸出に向けたプロモーションの観点からも重要である。

(4) 畜産や畜産物に対する国民理解の醸成、食育等の推進

(背景・課題)

酪農及び肉用牛生産は、良質な動物性たんぱく質の供給のほか、地域資源の活用による国土の保全や景観形成、堆肥の土壌への還元による資源循環の促進、雇用の創出による地域の活性化に資するものであるが、輸入飼料価格の上昇等による生産コスト増加を消費者価格へ転嫁することが困難なことから、収益が縮小している中、人手不足等の要因により、生産基盤が弱体化している。

こうした中、畜産物の栄養や特性、心身の健康に与える影響等に

加え、酪農及び肉用牛生産に関する正しい理解を得るため、情報発信の強化を図るとともに、消費者との双方向の情報交流を通じて消費者等の要望や意見を広く聴くことにより、ニーズを的確に把握することが重要である。

特に、学校給食については、牛乳の飲用習慣の定着化だけでなく、児童・生徒の酪農・畜産に対する理解醸成等の機会としても重要である。

(対応・取組)

生産者や地域の畜産関係者、生産者団体は、連携して、ふれあい牧場や酪農教育ファーム等における体験活動を始め、消費者等と生産者の交流を深める産地交流会など様々な活動に取り組む。これらの活動を通じて、生産現場及び畜産物についての理解増進とともに、動物の飼育等によって育まれる「心」、「食」、「生命」に関する子供たち等への啓発を図る。

また、生産者団体や乳業者、食肉流通事業者等の関係者は、各種広報を通じて、畜産物の栄養や特性等に関する正確な情報発信を行う。このほか、消費者ニーズを把握するための消費者との情報交流に努める。

さらに、これらの関係者は、牛乳の飲用習慣の定着化や児童・生徒の体位・体力の向上はもとより、畜産物や畜産・酪農に対する理解醸成を図るためにも、学校給食への安定的な牛乳等の供給を推進する。

IV. 本基本方針に関する施策の確実な実施と進捗管理のために必要な事項

1. 関係者が一体となった施策の推進

本基本方針に盛り込まれた取組は、国、地方公共団体、生産者団体その他の関係者が緊密に連携・協力しつつ、計画的に推進することが重要である。

このためには、都道府県、市町村において、本基本方針を受けて、都道府県計画、市町村計画を策定するほか、生産者団体その他の関係者も、本基本方針の取組の具体的な実施の方針、進め方などを関係者と共有しつつ推進することが有効である。

また、地域の関係者の間では畜産クラスターの仕組みも活用して、関係者の役割を明らかにしていくことも、取組の効果的な実施に資する。

2. 施策の進捗管理と評価

国は、本基本方針の策定後、その施策を着実に推進するとともに、施策の推進状況、関係者による取組の実施状況について、随時、把握し、進捗管理を行う。

また、その過程で、施策や取組の効果、問題点等を検証し、必要に応じて、施策の見直しや改善を図るとともに、関係者に対し、取組の見直しや改善を促していくものとする。

第2 生乳及び牛肉の需要の長期見通しに即した生乳の地域別の需要の長期見通し、生乳の地域別の生産数量の目標、牛肉の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の地域別の飼養頭数の目標

1. 需要の長期見通し

牛乳・乳製品の需要の長期見通しについては、人口減少等の影響により、飲用牛乳を中心に減少が見込まれるものの、多様な消費者ニーズに対応した新商品開発等の取組や牛乳・乳製品を利用した食事等の消費拡大やチーズの需要の伸びにより、現状とほぼ同じ水準の需要を見込み、平成37年度における国内消費仕向量を1,150万トンと見込んでいる。

牛肉の需要の長期見通しについては、1人当たりの消費量は、現状とほぼ同水準と見込むものの、人口減少に伴い需要は減少することを考慮し、平成37年度における国内消費仕向量を113万トン（枝肉換算）と見込んでいる。

2. 生乳の地域別の需要の長期見通し

生乳の地域別の需要の長期見通しについては、飲用向け需要量は、地域ごとの人口の予測等を見込んで設定する。また、乳製品向け需要量は、国産ナチュラルチーズ等の需要の増加を見込んで設定する。

(1) 飲用向け需要量 (地域別全国計)

359万トン

(単位：万トン)

地域名	地域に属する都道府県名	現状 (25年度)	見通し (37年度)
北海道	北海道	16.9	14.7 ~ 15.5
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県	28.3	23.7 ~ 24.9
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、 長野県、静岡県	153.8	138.5 ~ 145.7
北陸	新潟県、富山県、石川県、福井県	16.7	14.3 ~ 14.9
東海	岐阜県、愛知県、三重県	35.3	31.8 ~ 33.4
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県	64.8	57.2 ~ 60.0
中国 四国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県	35.4	30.3 ~ 31.7
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	45.2	39.4 ~ 41.5
全国計		396	359

(2) 乳製品向け需要量 (全国計)

385万トン

(3) 自家消費等需要量 (全国計)

6万トン

(4) 需要量計

750万トン

3. 生乳の地域別の生産数量の目標

生乳の地域別の生産数量の目標については、近年の酪農経営の動向、自給飼料基盤の地域差、乳牛の能力向上等を考慮して設定する。

(単位：万トン)

地域名	地域に属する都道府県名	現状 (25年度)	目標 (37年度)
北海道	北海道	384.9	380.0 ～ 420.0
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県	59.8	55.0 ～ 60.8
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、 長野県、静岡県	129.1	119.1 ～ 131.6
北陸	新潟県、富山県、石川県、福井県	9.8	9.0 ～ 9.9
東海	岐阜県、愛知県、三重県	29.6	27.3 ～ 30.1
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県	19.3	17.6 ～ 19.5
中国 四国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県	43.1	39.7 ～ 43.9
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	69.2	64.3 ～ 71.1
全国計		745	750

4. 牛肉の生産数量の目標

牛肉の生産数量の目標については、牛肉の需要は減少すると見込まれるものの、肉用牛経営の収益性の向上を通じた生産基盤の強化や、消費者ニーズの多様化に対応した特色ある牛肉生産の推進等により、可能な限り国産牛肉の生産を維持していくとの考えの下に設定する。

牛肉生産量（全国計） 52万トン（枝肉換算）

5. 乳牛及び肉用牛の地域別の飼養頭数の目標

乳牛の地域別の飼養頭数の目標については、酪農経営の地域的動向、自給飼料基盤の地域差、乳牛の生産性の向上等を考慮して設定する。

肉用牛の地域別の飼養頭数の目標については、肉用牛経営の地域的動向、自給飼料基盤の地域差、肉用牛の生産性の向上、乳牛の飼養頭数の目標等を考慮して設定する。

(単位：万頭)

地域名	地域に属する都道府県名	乳牛		肉用牛	
		現状(25年度)	目標(37年度)	現状(25年度)	目標(37年度)
北海道	北海道	79.5	74.3 ～ 82.1	51.0	46.0 ～ 50.8
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	11.0	9.5 ～ 10.5	34.7	32.7 ～ 36.1
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	20.9	18.2 ～ 20.1	31.9	29.0 ～ 32.0
北陸	新潟県、富山県、石川県、福井県	1.5	1.3 ～ 1.5	2.2	2.0 ～ 2.3
東海	岐阜県、愛知県、三重県	4.2	3.7 ～ 4.1	10.7	9.8 ～ 10.9
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	3.0	2.6 ～ 2.9	8.3	7.8 ～ 8.7
中国 四国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	7.1	6.2 ～ 6.8	18.6	17.0 ～ 18.7
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	12.3	10.7 ～ 11.8	99.3	94.7 ～ 104.7
全国計		140	133	257	252

第3 近代的な酪農経営及び肉用牛経営の基本的指標

1. 基本的考え方

我が国の酪農及び肉用牛生産の生産基盤を維持・強化し、持続的な成長・発展を図るためには、個々の酪農及び肉用牛経営においては、地域の実情等に応じて、それぞれの多様な経営判断により、生産コストの低減や販売額の増加に資する取組を効率的に組み合わせ、収益性の向上を図ることが重要である。そのような個々の取組は、第1のⅡの1及び2において挙げているところである。

ここでは、競争力の高い畜産経営のモデルとして、これらの取組を組み合わせた経営類型を例示し、各類型の経営概要や生産性に係る主な経営指標を示す。

具体的には、外部支援組織の活用や省力化機械の導入を通じた労働負担の軽減・規模拡大、放牧の活用や飼料用米等の国産飼料の生産・利用の拡大を通じた飼料の安定確保・コスト低減、6次産業化やブランド化を通じた販売額の増加などの収益性の向上に資する複数の取組からなる経営類型について、酪農経営では6類型、肉用牛生産では繁殖経営について3類型、肥育経営（繁殖・肥育一貫を含む）について3類型を設定する。

2. 経営類型の設定の考え方

(1) 酪農経営

酪農経営については、土地条件の制約が小さい地域（主に北海道）と大きい地域（主に都府県）に分け、

土地条件の制約が小さい地域については、

- ① 放牧によりゆとりを確保しつつ、アイスクリーム等の製造・直販により販売額の増加を図る家族経営
- ② 搾乳ロボット等により省力化・規模拡大を図るとともに、性別別技術や受精卵移植技術を活用した効率的な乳用後継牛確保と和子牛生産を行い、収益性の向上を図る家族経営
- ③ 飼料生産・調製や飼養管理の分業化・機械化等による省力化・効率化を通じ、規模拡大を図る大規模法人経営の類型を設定する。

また、土地条件の制約が大きい地域については、

- ④ コントラクターの活用等により省力化しつつ、つなぎ飼いで可能な範囲での規模拡大を図る家族経営
- ⑤ 搾乳ロボット等により省力化しつつ規模拡大を図るとともに、飼料用米等を活用した耕畜連携により経営の持続性を確保する家

族経営

- ⑥ 稲WCSを活用した耕畜連携により経営の持続性を確保するとともに、チーズの製造・直販により販売額の増加を図る大規模法人経営の類型を設定する。

(2) 肉用牛経営

肉用牛経営については、これを繁殖経営と肥育経営（繁殖・肥育一貫を含む）に分け、繁殖経営については、

- ① 荒廃農地や水田等での放牧により省力化を図りつつ、適切な規模での効率的な飼養管理を図る家族経営
- ② 荒廃農地等での放牧やキャトル・ブリーディング・ステーションの活用を通じ、省力化と牛舎の有効利用により規模拡大を図る家族経営
- ③ 分娩監視装置や哺乳ロボットの導入、コントラクターの活用等により、分娩間隔の短縮や省力化等を図る大規模法人経営の類型を設定する。

また、肥育経営については、品種（肉専用種、交雑種、乳用種）の違いを踏まえ、

- ④ 飼料用米等の活用や増体能力に優れたもと畜の導入等により、生産性の向上や規模拡大を図る肉専用種肥育の家族経営
- ⑤ エコフィード等の活用や肥育牛の出荷月齢の早期化、繁殖・肥育一貫化による飼料費やもと畜費の低減等を図る肉専用種繁殖・肥育一貫の大規模法人経営
- ⑥ 肥育牛の出荷月齢の早期化による飼料費等の低減や牛肉の地域ブランド化等により収益性の向上を図る交雑種・乳用種の育成・肥育一貫の大規模法人経営の類型を設定する。

1. 酪農経営指標

	1		2	3	
【経営類型の特徴】	乳量を維持しつつ、生産性の高い草地への集約放牧により、ゆとりを確保した家族経営	【6次産業化部門】アイスクリーム等の製造・直販により販売額を増加	搾乳ロボット等により省力化・規模拡大を図るとともに、性別別技術や受精卵移植技術を活用した効率的な乳用後継牛確保と和子牛生産を行い、収益性の向上を図る家族経営	飼料生産・調製や飼養管理の分業化・機械化等による省力化・効率化を通じ、規模拡大を図る大規模法人経営	
【立地条件】	土地条件の制約が小さい地域(主として北海道)				
【土地条件】	牧草地主体	アイスクリーム	畑主体	畑主体	
【経営形態】	家族(1戸1法人も含む)	販売量7.0t	家族(1戸1法人も含む)	法人	
【飼養形態】	経産牛66頭		経産牛100頭	経産牛500頭	
飼養方式	つなぎ・パイプライン 搾乳ユニット 自動搬送装置		フリーストール パーラー(アプレスト) 搾乳ロボット	フリーストール パーラー(ロータリー) 哺乳ロボット	
外部化	酪農ヘルパー		公共牧場(育成)		
給与方式	分離給与		TMR給与 自動給餌機	TMR給与 自動給餌機	
放牧利用(放牧地面積)	放牧(34ha)		—	—	
【牛】					
経産牛1頭当たり乳量	8,100kg		8,500kg	9,000kg	
更新産次	4.2		4.0	4.0	
【飼料】					
作付体系及び単収	混播牧草 4,000kg/10a		混播牧草 4,000kg/10a 青刈りとうもろこし 6,000kg/10a	混播牧草 4,000kg/10a 青刈りとうもろこし 6,000kg/10a	
作付面積(延べ面積) ※放牧利用を含む	55ha (55ha)		55ha (55ha)	218ha (218ha)	
外部化	—		TMRセンター	—	
購入国産飼料	—		—	—	
飼料自給率(国産飼料)	70%		70%	70%	
粗飼料給与率	70%		70%	70%	
経営内堆肥利用割合	10割		10割	10割	
【人】					
労働	総労働時間 (主たる従事者の労働時間)	4,220時間 (1,900時間×1人)	4,800時間 (1,800時間×1人)	4,560時間 (1,900時間×2人)	27,750時間 (1,900時間×8人)
	雇用者	常勤雇用1人	常勤雇用1人 臨時雇用1人	臨時雇用1人	常勤雇用7人
経営	粗収入	4,940万円	1,900万円	8,040万円	41,930万円
	経営費 (うち雇用労賃)	4,170万円 (310万円)	1,560万円 (400万円)	6,770万円 (60万円)	36,260万円 (2,060万円)
	農業所得	770万円	340万円	1,270万円	5,670万円
	主たる従事者1人当たり所得	770万円	340万円	630万円	710万円
生産性	経産牛1頭当たり飼養労働時間 (現状平均規模との比較)	64時間 (76%)		46時間 (54%)	56時間 (66%)
	生乳1kg当たり費用合計 (現状平均規模との比較)	69円 (88%)		75円 (94%)	71円 (90%)

注：主たる従事者1人当たり所得は、法人等における内部留保等を計算上見込まず、農業所得を主たる従事者数で割って試算。

生産性の各平均値は、「畜産物生産費」等を使用して試算。

(参考)【牛】に関する現状値

北海道：経産牛1頭当たり乳量：8,000kg、更新産次：3.6産

都府県：経産牛1頭当たり乳量：8,200kg、更新産次：3.3産

	4	5	6	6	
【経営類型の特徴】	コントラクターの活用等により省力化しつつ、つなぎ飼いで可能な範囲での規模拡大を図る家族経営	搾乳ロボット等により省力化しつつ規模拡大を図るとともに、飼料用米等を活用した耕畜連携により経営の持続性を確保する家族経営	稲WCSを活用した耕畜連携により経営の持続性を確保する大規模法人経営	【6次産業化部門】 チーズの製造・直販により販売額を増加	
【立地条件】	土地条件の制約が大きい地域(主として都府県)				
【土地条件】	畑又は水田	畑又は水田	畑又は水田	チーズ 販売量6.8t	
【経営形態】	家族(1戸1法人も含む)	家族(1戸1法人も含む)	法人		
【飼養形態】	経産牛80頭	経産牛100頭	経産牛200頭		
飼養方式	つなぎ・パイプライン 搾乳ユニット 自動搬送装置	フリーストール パーラー(アプレスト) 搾乳ロボット	フリーストール パーラー(パラレル) 哺乳ロボット		
外部化	公共牧場(育成) 酪農ヘルパー	公共牧場(育成)	公共牧場(育成)		
給与方式	分離給与	TMR給与 自動給餌機	TMR給与 自動給餌機		
放牧利用(放牧地面積)	—	—	—		
【牛】					
経産牛1頭当たり乳量	8,600kg	9,000kg	9,300kg		
更新産次	3.7	3.7	3.7		
【飼料】					
作付体系及び単収	混播牧草 4,200kg/10a 青刈りとうもろこし 5,700kg/10a	イタリアンライグラス 6,300kg/10a 青刈りとうもろこし 5,500kg/10a	イタリアンライグラス 6,300kg/10a 青刈りとうもろこし 5,500kg/10a		
作付面積(延べ面積) ※放牧利用を含む	8ha (8ha)	8ha (16ha)	18ha (36ha)		
外部化	コントラクター	TMRセンター	TMRセンター		
購入国産飼料	稲WCS	稲WCS・飼料用米	稲WCS		
飼料自給率(国産飼料)	50%	60%	50%		
粗飼料給与率	50%	50%	50%		
経営内堆肥利用割合	5割	5割	5割		
【人】					
労働	総労働時間 (主たる従事者の労働時間)	5,750時間 (1,800時間×2人)	5,400時間 (1,800時間×2人)	12,020時間 (2,000時間×3人)	4,200時間 (1,800時間×1人)
	雇用者	常勤雇用1人	常勤雇用1人	常勤雇用3人 臨時雇用1人	常勤雇用1人 臨時雇用1人
経営	粗収入	7,350万円	9,460万円	19,560万円	2,950万円
	経営費 (うち雇用労賃)	5,980万円 (300万円)	8,120万円 (300万円)	17,680万円 (940万円)	2,560万円 (350万円)
	農業所得	1,360万円	1,350万円	1,880万円	390万円
	主たる従事者1人当たり所得	680万円	670万円	630万円	390万円
生産性	経産牛1頭当たり飼養労働時間 (現状平均規模との比較)	72時間 (64%)	54時間 (48%)	60時間 (54%)	
	生乳1kg当たり費用合計 (現状平均規模との比較)	86円 (86%)	90円 (92%)	92円 (94%)	

2. 肉用牛(繁殖)経営指標

	1	2	3	
【経営類型の特徴】	荒廃農地や水田等での放牧により省力化を図りつつ、適切な規模での効率的な飼養管理を図る家族経営	荒廃農地等での放牧やキャトル・フリーディング・ステーションの活用を通じ、省力化と牛舎の有効利用により規模拡大を図る家族経営	分娩監視装置や哺乳ロボットの導入、コントラクターの活用等により、分娩間隔の短縮や省力化等を図る大規模法人経営	
【立地条件】	全国			
【土地条件】	畑又は水田	畑又は水田	畑又は水田	
【経営形態】	家族・複合	家族・専業(1戸1法人も含む)	法人	
【飼養形態】	繁殖雌牛(肉専用種) 30頭	繁殖雌牛(肉専用種) 80頭	繁殖雌牛(肉専用種) 200頭	
飼養方式	牛房群飼 連動スタンション	牛房群飼 連動スタンション 早期離乳	牛房群飼 連動スタンション、哺乳ロボット 発情発見装置、分娩監視装置 早期離乳	
外部化		キャトル・フリーディング・ステーション		
給与方式	分離給与	分離給与	分離給与	
放牧利用(放牧地面積)	放牧(9ha)	放牧(25ha)	—	
【牛】				
分娩間隔	12.5ヵ月	12ヵ月	12ヵ月	
初産月齢	23.5ヵ月齢	23.5ヵ月齢	23.5ヵ月齢	
出荷月齢	8ヵ月齢	8ヵ月齢	8ヵ月齢	
出荷時体重	270kg	270kg	270kg	
【飼料】				
作付体系及び単収	スーダングラス 6,500kg/10a イタリアンライグラス 6,300kg/10a	スーダングラス 6,500kg/10a イタリアンライグラス 6,300kg/10a	ソルガム 6,500kg/10a イタリアンライグラス 6,300kg/10a	
作付面積(延べ面積)※放牧利用を含む	11ha(13ha)	30ha(33ha)	16ha(32ha)	
外部化	—	—	コントラクター	
購入国産飼料	—	—	稲WCS	
飼料自給率(国産飼料)	80%	80%	80%	
粗飼料給与率	80%	80%	80%	
経営内堆肥利用割合	10割	10割	10割	
【人】				
労働	総労働時間 (うち主たる従事者の労働時間)	4,580時間 (1,800時間×2人)	3,490時間 (1,800時間×1人)	9,000時間 (1,800時間×3人)
	補助従事者		1人	
	雇用者	臨時雇用1人		常勤雇用2人
経営	粗収入	2,010万円	3,310万円	8,270万円
	経営費 (うち雇用労賃)	1,210万円 (80万円)	2,260万円 —	5,740万円 (590万円)
	農業所得	800万円	1,050万円	2,540万円
	主たる従事者1人当たり所得	400万円	540万円	850万円
生産性	子牛1頭当たりの飼養労働時間 (現状平均規模との比較)	68時間 (63%)	51時間 (47%)	51時間 (47%)
	子牛1頭当たり費用合計 (現状平均規模との比較)	339千円 (77%)	330千円 (75%)	322千円 (73%)

注：主たる従事者1人当たり所得は、法人等における内部留保等を計算上見込まず、農業所得を主たる従事者数で割って試算。

生産性の各平均値は、「畜産物生産費」等を使用して試算。なお、肥育牛1頭当たり費用合計には、もと畜費が含まれていない。

(参考)【牛】に関する現状値

繁殖雌牛(肉専用種)の分娩間隔:13.3ヵ月、初産月齢:24.4ヵ月齢、子牛(肉専用種)の出荷月齢:9ヵ月齢、出荷時体重:290kg
 肥育牛(肉専用種)の肥育開始月齢:9ヵ月齢、出荷月齢:29ヵ月齢、肥育期間:20ヵ月、出荷時体重:755kg、1日当たり増体量:0.77kg
 肥育牛(交雑種)の肥育開始月齢:7.5ヵ月齢、出荷月齢:26.5ヵ月齢、肥育期間:19ヵ月、出荷時体重:795kg、1日当たり増体量:0.9kg
 肥育牛(乳用種)の肥育開始月齢:7ヵ月齢、出荷月齢:21ヵ月齢、肥育期間:14ヵ月、出荷時体重:770kg、1日当たり増体量:1.14kg

3. 肉用牛(肥育・一貫)経営指標

	1	2	3	
【経営類型の特徴】	飼料用米等の活用や増体能力に優れたもと畜の導入等により、生産性の向上や規模拡大を図る肉専用種肥育の家族経営	エコフィード等の活用や肥育牛の出荷月齢の早期化、繁殖・肥育一貫化による飼料費やもと畜費の低減等を図る肉専用種繁殖・肥育一貫の大規模法人経営	肥育牛の出荷月齢の早期化による飼料費等の低減や牛肉の地域ブランド化等により収益性の向上を図る交雑種・乳用種の育成・肥育一貫の大規模法人経営	
【立地条件】	全国		主として北海道	
【土地条件】	畑又は水田	畑又は水田	畑主体	
【経営形態】	家族・専業(1戸1法人も含む)	法人	法人	
【飼養形態】	肉専用種肥育 肥育牛200頭	肉専用種繁殖・肥育一貫 繁殖牛300頭 育成牛200頭 肥育牛500頭	交雑種・乳用種育成・肥育一貫 肥育牛1,000頭 〔交雑種600頭〕 〔乳用種400頭〕 育成牛430頭 〔交雑種250頭〕 〔乳用種180頭〕	
飼養方式	牛房群飼	牛房群飼 連動スタンション、哺乳ロボット 発情発見装置、分娩監視装置	牛房群飼	
給与方式	分離給与 自動給餌機	TMR給与	分離給与 自動給餌機	
【牛】				
分娩間隔	—	12カ月	—	
初産月齢	—	23.5カ月齢	—	
肥育開始月齢	8カ月齢	7カ月齢	交雑種7カ月齢、乳用種6カ月齢	
出荷月齢	26カ月齢	25カ月齢	交雑種23カ月齢、乳用種19カ月齢	
肥育期間	18カ月	18カ月	交雑種16カ月、乳用種13カ月	
出荷時体重	740kg以上	740kg以上	交雑種790kg以上、乳用種775kg以上	
1日当たり増体量	0.86kg以上	0.86kg以上	交雑種1.09kg以上、乳用種1.25kg以上	
【飼料】				
作付体系及び単収	混播牧草 4,200kg/10a 稲WCS 3,700kg/10a	稲WCS 3,700kg/10a イタライグラス 6,300kg/10a	混播牧草 4,000kg/10a 青刈りとうもろこし 6,000kg/10a	
作付面積(延べ面積)※放牧利用を含む	7ha(7ha)	44ha(88ha)	76ha(76ha)	
外部化	コントラクター	—	コントラクター	
購入国産飼料	稲WCS・飼料用米	稲WCS・飼料用米・エコフィード	—	
飼料自給率(国産飼料)	25%	45%	25%	
粗飼料給与率	20%	40%	25%	
経営内堆肥利用割合	3割	4割	5割	
【人】				
労働	総労働時間 (うち主たる従事者の労働時間)	3,860時間 (1,800時間×2人)	21,880時間 (1,800時間×4人)	11,430時間 (1,800時間×4人)
	雇用者	臨時雇用1人	常勤雇用4人 臨時雇用4人	常勤雇用2人 臨時雇用1人
経営	粗収入	12,660万円	29,090万円	41,400万円
	経営費 (うち雇用労賃)	11,620万円 (20万円)	24,120万円 (1,580万円)	38,150万円 (640万円)
	農業所得	1,040万円	4,970万円	3,250万円
	主たる従事者1人当たり所得	520万円	1,240万円	810万円
生産性	牛1頭当たり飼養労働時間 (現状平均規模との比較)	肥育牛29時間 (77%)	子牛26時間、肥育牛29時間 (39%) (76%)	育成牛9時間、肥育牛9時間 (98%) (56%)
	肥育牛1頭当たり費用合計 (現状平均規模との比較)	肉専用種(去勢)351千円 (79%)	肉専用種(去勢)439千円 (95%)	交雑種316千円、乳用種313千円 (88%)

第4 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する基本的な事項

1. 集送乳及び乳業の合理化に関する基本的な事項

(1) 生乳生産者団体の在り方と集送乳の合理化

(現状)

都府県を中心に、乳用牛飼養戸数が減少するとともに生乳生産量も減少していることから、指定生乳生産者団体や農業協同組合連合会、単位農協の受託乳量は減少傾向で推移している。

また、酪農家の点在化、乳業工場の再編等に伴う集乳及び送乳距離の拡大や、人件費高騰等に加え、指定団体への集送乳の一元化が完全に達成されていないこと等から、集送乳に係る生乳流通コストの低減が進んでいない。

(方向性)

地域の関係者の合意により、生産者の収益性の向上を図るため、農業協同組合連合会、単位農協等の更なる再編整備を促すとともに、集送乳業務の指定生乳生産者団体への集約や一元管理への移行を進めるなど、指定生乳生産者団体の一層の機能強化と生乳流通コストの低減を図る。

○ 集送乳等経費の目標

	目標（平成37年度）
集送乳等経費	現状の9割程度

注：1 集送乳等経費とは、各指定生乳生産者団体(会員団体を含む)における集送乳経費、販売手数料、クーラーステーション管理経費、検査手数料等に係る経費の合計をいい、各種対策費、賦課金等は含まない。

2 集送乳経費等の水準は、単位距離当たりの輸送経費等指定生乳生産者団体の外部要因によっても変動するため、これを指定生乳生産者団体が自主的に取り組んだ合理化の成果指標として利用するに当たっては、調査結果から得られる値を必要に応じて補正し、このような外部要因の影響をできる限り排除する必要がある。

3 上記の理由から、個々では現状に対する比率のみを目標として明示している。なお、指定生乳生産者団体における平成24年度の集送乳等経費は5円～11円/kg程度となっている（農林水

産省生産局畜産部牛乳乳製品課調べ)。

(2) 乳業の再編・合理化

(現状)

乳業施設については、一定程度の再編・合理化が進んでいるものの、そのスピードが鈍化している。

特に中小・農協系乳業については、一般に商品開発力が弱く、稼働率も低い傾向があり、厳しい経営もみられることから、高度な衛生水準を備えた乳業施設への投資や再編・合理化が遅れている状況にある。

(方向性)

安全で効率的な牛乳・乳製品の供給等を図るため、乳業者は、HACCPを導入した高度な衛生管理水準を備えた乳業施設で処理・加工を行うことが重要である。

特に乳業施設の更新が遅れている中小・農協系乳業者を中心に、こうした高度な衛生管理水準を備えた乳業施設への再編・合理化に早急に取り組む必要があり、国はこれを推進する。

○ 製造販売経費の目標 (1日当たり生乳処理量2トン以上の工場)

区分	目標 (平成37年度)
原料用バター	現状の8割程度
脱脂粉乳	
飲用牛乳	

注：製造販売経費の目標は、大きく影響を及ぼす資材価格や輸送費等の外部要因の影響を排除するため、金額ではなく、現状に対する割合としている。

なお、平成25年度の製造販売経費は、以下のとおりとなっている。

- ・原料用バター： 217円/kg
- ・脱脂粉乳： 138円/kg
- ・飲用牛乳： 53円/l

資料：農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課調べ。

注1：経費は、消費税、原料乳代、一般管理費及び支払利子を含まない。

2：調査対象は、原料用バター・脱脂粉乳では大手乳業を含み、飲用牛乳では大手乳業を含まない。

- 牛乳・乳製品工場数の目標（1日当たり生乳処理量2トン以上の工場）

区分	現状（平成25年度）	目標（平成37年度）
乳製品工場数	44	現状の8～9割程度
飲用牛乳工場数	209	現状の8割程度
全体工場数	253	現状の8割程度

- HACCP対応工場割合数の目標

区分	現状（平成25年度）	目標（平成37年度）
脱脂粉乳を製造する乳業工場	67%	} 9割以上
飲用牛乳工場	70%	

注1：ここでいうHACCP対応工場とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に定める総合衛生管理製造過程における承認取得工場を指す。

2：脱脂粉乳を製造する乳業工場は1日当たり生乳処理量が20トン以上、かつ1年当たり脱脂粉乳生産量が1,000トン以上、飲用牛乳工場は1日当たり生乳処理量が2トン以上を対象とする。

2. 肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する基本的な事項

（1）肉用牛の流通合理化

（現状）

家畜市場については、小規模な家畜市場の再編統合は着実に進展しており、基幹的市場（年間1万頭以上の取引頭数の市場）及び離島を除く家畜市場の年間取引頭数は、3,472頭と平成32年度目標の3,500頭が達成されている。

（方向性）

家畜市場については、肉用牛の公正な取引と適正な価格形成を確保するとともに、地域において肉用牛繁殖基盤の維持・拡大等に重要な役割を果たしていることを踏まえつつ、周辺の市場も含めた上場頭数の実態に応じて再編整備を推進する。

また、各地域の家畜市場の実情に応じて、その更なる活性化を図る観点から、県域を越えた再編も考慮するよう努めるものとする。

さらに、今後、性判別技術・受精卵移植技術の活用及び肉用牛繁殖・肥育経営の一貫化等による子牛の生産・流通状況の変化が見込

まれることから、酪農から生産される和子牛や交雑種・乳用種の初生牛等についても適正な価格形成機能を発揮するなど生産・流通構造の変化に対応することも必要である。

(2) 牛肉の流通合理化

(現状)

牛肉の流通については、食肉処理施設の大規模化により流通・処理コストの低減が図られることから、これまでも施設の再編統合等により規模拡大が進展してきたものの、一方で稼働率は60%台前半で推移しており、その向上が課題となっている。

また、従来はフードチェーンのより下流の消費者に近い段階で行われてきた細かな食肉加工処理を、より上流の産地食肉センターや卸売業者等が行うようになってきている。

(方向性)

① 食肉処理施設の再編整備の促進

と畜解体から部分肉加工処理まで一貫かつ大規模に行う産地食肉センターについては、食肉の処理コストの低減とともに、部分肉流通の拡大による流通コストの低減、国産食肉の安全性向上にも寄与する。このため、地域の実情を踏まえつつ、都道府県、市町村、生産者団体や食肉流通団体の協力と支援の下、食肉の製造・加工段階でのHACCPによる衛生管理の普及促進に向けた動きや、輸出先国の求める衛生基準やハラール認証にも配慮しながら、引き続き、産地食肉センターを中心とした食肉処理施設の再編整備を促進することとし、1日当たりの処理頭数及び稼働率の目標を設定する。

○ 食肉処理施設の1日当たりの処理頭数及び稼働率の目標

	現状(平成25年度)	目標(平成37年度)
1日当たりの処理頭数	491頭	620頭以上
稼働率	64%	80%以上
(参考) 1日当たりの処理能力	770頭	770頭以上

注：頭数は、いずれも肥育牛1頭を肥育豚4頭で換算し、豚の頭数

ベースで表したものの。

② 食肉卸売市場の基本的機能の強化

食肉卸売市場については、市場の有する公正な取引を通じた適正な価格形成機能を最大限発揮し、専門小売業者や量販店等の需要者ニーズに応じられるよう、多様な品目（和牛、交雑種、乳用種等）について、十分な量を集荷し供給していく集分荷機能や、市場の卸売業者が出荷者に対して速やかに代金を支払う決済機能の強化等を図る。

③ 人材の育成

消費者に対して、安全な国産牛肉等を安定的に供給していく観点から、食肉の衛生・品質管理に関する高度な知識及び技術を習得した食肉処理従事者の育成を推進する。

④ 食肉処理におけるHACCP導入の促進

食肉処理施設等にあっては、HACCP導入型基準が示されるなど、食肉の製造・加工段階でのHACCPによる衛生管理の導入を一層促進させる動きが進展していることを踏まえ、消費者に対し、安全な畜産物を供給するとともに、国産畜産物への信頼性を確保するよう、HACCPの導入に取り組むことが重要である。